

○山口県警察における警棒等の使用及び取扱いに関する訓令

平成27年12月15日

本部訓令第27号

（ 概 要 ）

本訓令は、山口県警察における警棒等の使用及び取扱いについて必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

○ 警棒の使用、報告
等である。